

ストーマ用装具(消化器系・尿路系)
紙おむつ

「継続用具」給付の流れ

 継続用具の給付を受ける方が行うこと

 給付を行う業者が行うこと

 市が行うこと

**原則
年2回**

申請書送付

申請

給付決定

給付の調整

給付(納品)

**給付
期間毎**

検査の請求

給付内容の検査

請求

業者へ支払い



給付決定通知書に、次回分の申請書を同封して送付

1



申請(申請書またはオンライン申請)※見積書提出不要
(1回の申請は6か月分を上限とします。)



利用者に「給付決定通知書」及び「給付券」を送付

業者に「(継続用具)給付委託通知書」を送付

2



給付期間内に対象品目の給付(納品)を行うために調整を行い、給付を行う内容を確定させる。

3

- ① 業者は給付実績額及び利用者負担額等を算出する。
- ② 業者は給付実績額等の内訳書等を作成して、給付(納品)する用具と共に利用者に渡し、利用者は給付(納品)された用具と内訳書等の内容を確認する。
- ③ 利用者は、利用者負担額及び超過利用者負担額を業者に支払う。
- ④ 業者は、領収書を発行し、給付日が属する期間を有効とする給付券に必要事項を記載する。
- ⑤ 利用者は、給付券の内容を確認した上で、給付券を業者に渡す。



4

業者は以下の書類を市に提出する。



・給付券
・業務完了報告書
・領収書のコピー※ 対象者のみ

5



市は検査結果に基づき、公費負担額を確定し、検査結果を業者に通知する。



公費負担額(委託料)請求



業者は検査結果に基づき、公費負担額を請求する。



公費負担額(委託料)支払

